

秋田県公報

目次

規則	1
議会その他の非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(八一・人事課)	1
告示	1
字の区域の変更(一〇〇八、一〇〇九・市町村課)	1
結核予防法による医療機関の指定(一〇一〇・湯沢保健所)	2
地籍調査の成果の認証(一〇一一・農山村振興課)	3
漁業災害補償法による付保義務の発生(一〇一二・水産漁港課)	3
秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(一〇一三・水産漁港課)	3
保安林予定森林の指定通知(一〇一四、一〇一五・森林整備課)	4
大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(一〇一六・商工業振興課)	6
河川区域の変更による廃川敷地等(一〇一七・河川課)	6
宅地建物取引業法の規定による行政処分(一〇一八・建築住宅課)	6
市街地再開発組合の解散の認可(一〇一九・建築住宅課)	6
平成十五年二級・木造建築士試験の合格者について(一〇二〇・建築住宅課)	7
平成十六年歯科技工士試験の実施(一〇二一・医務薬事課)	7
公告	8
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件	8
特別調達契約に係る落札者の決定(管財課)	10
選挙管理委員会告示	11
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一六六)	11
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一六七、一六八)	11

規則

議会の議員その他の非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十五年十二月十九日

秋田県規則第八十一号

議会の議員その他の非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他の非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年秋田県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

様式第十六号の注意事項9中「10万円」を「20万円」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県知事 寺田典城

告示

秋田県告示第八十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡協和町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十五年十二月十九日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
仙北郡協和町小種字笹尾 一から八まで、九から一七までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	仙北郡協和町小種字笹尾 天場
仙北郡協和町小種字林天場	仙北郡協和町小種字笹

三四、三五の一部、三六の一部、四九の一の一部、五〇の一の一部、五四の一部、五五の一の一部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部	尾
仙北郡協和町小種字後ヶ沢 二の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに一三に隣接する道路、水路である公有地の全部	仙北郡協和町小種字土 淵下段
仙北郡協和町小種字土淵上段 三六の一、三七、三八、三八の一、三八の二に隣接する道路である公有地の全部	仙北郡協和町小種字土 ケ沢
仙北郡協和町小種字田ノ沢 三四の三	仙北郡協和町小種字後 ヶ沢
仙北郡協和町小種字笹尾 一七の地先の水路である公有地の全部	

秋田県告示第九号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、鹿角市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域 鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林四〇林班る、 小班の次の二三補一から一四までの点を順次結ぶ線 及び二三補一の点と一四の点とを結ぶ線で囲まれる 区域 一三補一 北緯 四〇度二〇分二四秒二七四八	変更後の字の区域 鹿角市十和田大湯字土 沢
--	-----------------------------

道一	東経一四〇度五〇分二秒六九五七 北緯 四〇度二〇分二四秒一六三九
道二	東経一四〇度五〇分二秒五八〇八 北緯 四〇度二〇分二秒六五四四
道三	東経一四〇度五〇分二秒〇五五七 北緯 四〇度二〇分二秒五三〇六
道四	東経一四〇度五〇分二秒八七一八 北緯 四〇度二〇分二秒一八二〇
道五	東経一四〇度五〇分二秒四七一七 北緯 四〇度二〇分二秒六八三〇
道六	東経一四〇度五〇分一秒九三〇一 北緯 四〇度二〇分二秒一七三五
道七	東経一四〇度五〇分一秒四〇四六 北緯 四〇度二〇分二秒一〇四八
一六補一	東経一四〇度五〇分一秒三〇八〇 北緯 四〇度二〇分一秒七〇〇一
一六	東経一四〇度五〇分一秒九八一七 北緯 四〇度二〇分一秒七二七四
一五	東経一四〇度五〇分一秒〇二六二 北緯 四〇度二〇分一秒六三三七
一四	東経一四〇度五〇分一秒四六九六 北緯 四〇度二〇分二秒三八四三

秋田県告示第十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-------	-----------

ヤマウチ薬局 パ ワイドドラッグ 稲 川店	雄勝郡稲川町大館字疣橋七十二番三	平成十五年十月二日
-----------------------------------	------------------	-----------

秋田県告示第千十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十二月十九日

秋田県知事 寺田典城

- （一） 調査を行った者の名称
八郎潟町
- （二） 成果の名称
南秋田郡八郎潟町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- （三） 南秋田郡八郎潟町字下川原、中久保の各一部
実施年度及び認証面積
平成十四年度及び平成十五年度
- （四） ○・一四平方キロメートル
認証年月日
平成十五年十二月十日
- （一） 調査を行った者の名称
大森町
- （二） 成果の名称
平鹿郡大森町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
- （三） 平鹿郡大森町八沢木、上溝の各一部
実施年度及び認証面積
平成十五年度
- （四） ○・九〇平方キロメートル
認証年月日
平成十五年十二月十日
- （五）

秋田県告示第千十二号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第

百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十五年十二月十九日

天王加入区 雑魚小型定置網漁業

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第千十三号

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年十二月十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

（一） 本県の水産業は、昭和二十年代後半から五十年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和五十年に三万四千トン、生産額では昭和五十二年に百四十億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかつてはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

（二） 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきた。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応への重大な支障となるおそれがある。

（三） 県は、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年では八

タハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(四) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(五) 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データ及び知見の蓄積を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(六) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(七) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(一) 平成十五年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- (1) すけとうだら 平成十五年四月から平成十六年三月まで 若干
 - (2) まあじ 平成十五年一月から十二月まで 若干
 - (3) ずわいがに 平成十五年七月から平成十六年六月まで 二十六トン
 - (4) するめいか 平成十五年一月から十二月まで 若干
- (二) 平成十六年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。
- (1) すけとうだら 平成十六年四月から平成十七年三月まで 若干
 - (2) まあじ 平成十六年一月から十二月まで 若干

- (3) ずわいがに 平成十六年七月から平成十七年六月まで 二十三トン
- (4) するめいか 平成十六年一月から十二月まで 若干

三 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) すけとうだら
小型機船底びき網漁業(手操第一種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(二) まあじ
小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。
大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(三) ずわいがに
かご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(四) するめいか
五トン未満漁船によるいかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、漁獲規制については現状どおりとし、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

四 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(一) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。

(二) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

秋田県告示第千十四号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十五年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 保安林予定森林の所在場所
仙北郡西木村下檜木内字相沢四一の一、四二の一、上檜木内字初内一四七の三六、一四七の三七、一九九の五、一九九の六、雄勝郡羽後町飯沢字登川堤一の五、二の一から二の三まで、三の一、四の一、一一
 - (二) 指定の目的 水源のかん養
 - (三)(二) 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (二) 保安林予定森林の所在場所
仙北郡西木村上檜木内字相沢一九〇、一九一、一九二の一から一九二の三まで、一九三、一九五の一から一九五の五まで
 - (三)(二) 指定の目的 水源のかん養
 - (三)(二) 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字相沢一九三・一九五の二から一九五の五まで(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、仙北地域振興局農林部及び雄勝地域振興局農林部並びに係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十五年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 保安林予定森林の所在場所
雄勝郡雄勝町下院内字山ノ田一三五の一四、一三六の一、一三六の二、院内銀山町字野田ノ沢一、二、三
 - (二) 指定の目的 水源のかん養
 - (三)(二) 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (二) 保安林予定森林の所在場所
北秋田郡阿仁町真木沢鉾山字真木沢二八の一(次の図に示す部分に限る。)
二八の四二から二八の四四まで、二八の四七(次の図に示す部分に限る。)
一九の一、水無字五兵衛一の一、四四、字上岱一七〇、一七一
 - (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - (三)(二) 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字真木沢二八の一・二八の四二・二八の四三・二八の四七・二一九の一・字治五兵衛一の一・四四・字上岱一七〇・一七一(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部

森林整備課、雄勝地域振興局農林部及び北秋田地域振興局農林部並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。) (

秋田県告示第千十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カルチャータウン横手

横手市婦気大堤字中田五十九番二ほか

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十五年十二月十一日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年十二月十九日から平成十六年一月十九日まで

秋田県告示第千十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十五年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 河川の名称 一級河川 綴子川

二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十五年十一月二十日

三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積

北秋田郡鷹巣町綴子字前田百三十番、百三十一番及び字榑木田四百三十二番、二百六十七番二	土 地	二八五・二〇平方メートル
--	-----	--------------

四 その他

関係図面は、建設交通部河川課及び北秋田地域振興局に備え置いて縦覧に供する。
河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第千十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条の規定による行政処分をしたので、同法七十条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十五年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 被処分者

(一) 商号 有限会社ブランド・創

(二) 代表者氏名 栄 田 寿

(三) 主たる事務所の所在地 秋田市横森二丁目十七ノ十七

(四) 免許証番号 秋田県知事(第一六七一号)

(五) 免許年月日 平成十四年四月十四日

二 処分年月日 平成十五年十一月二十八日

三 処分の内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

秋田県告示第千十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定に基づき、公告する。
平成十五年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 組合の名称

秋田県駅前中央地区市街地再開発組合

- 二 施行地区
秋田市中通二丁目及び四丁目の各一部
- 三 事務所の所在地
秋田市中通二丁目六番一号(秋田中央ビルディング内)
- 四 解散認可の年月日
平成十五年十二月五日

秋田県告示第千二十号
平成十五年七月六日及び同年九月二十八日に実施した平成十五年二級建築士試験並びに平成十五年七月二十七日及び同年十月十二日に実施した平成十五年木造建築士試験の結果、それぞれ次の者が合格したので、建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)第十六条第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年十二月十九日

一 二級建築士試験の合格者

受験番号	受験番号	受験番号
一〇〇五八 N	一〇〇八七 P	一〇一一五 P
一〇一五七 P	一〇一六九 M	一〇二一一 M
一〇二六七 M	一〇二七九 K	一〇三五一 M
一〇五〇四 L	一〇五一八 L	一〇五三一 K
一〇六一五 K	一〇七二四 P	一〇八四七 L
一〇八九〇 M	一〇九一七 L	一〇九七三 L
一一〇一二 R	一一〇二六 R	一一〇五四 R
一一〇八三 Y	一一一一〇 R	一一一二五 Y
一一二六三 P	一一二七七 P	一一三一九 P
一一四一一 R	一一四五三 R	一一五六二 M
一一六四八 P	一一六七五 N	一一七七四 P
一一八八三 L	一一八九八 M	一一九三九 L
一一九五四 M	一一九八二 M	一一九九五 L
一二〇〇九 L	一二〇九〇 R	一二一七五 Y
一二二四六 K	一二二八三 M	一二二九七 M
一二三三六 N	一二三五六 R	一二三八二 N
一二三九六 N	一二四〇八 L	一二五三四 L
一二六〇四 L	一二七三一 M	一二七七〇 Y

秋田県知事 寺 田 典 城

一一八四二 L	一一八六八 Y	一一八九六 Y
一二九六七 K	一二九四九 Y	一三〇二一 R
一三〇六二 P	一三〇九〇 P	一三〇四二 R
二〇〇七〇 R	二〇一一〇 N	二〇一四一 Y
二〇二〇九 P	二〇二二四 R	二〇二四〇 K
二〇三〇八 R	二〇三一〇 K	二〇四〇七 Y
二〇四四九 Y	二〇四五一一 L	二〇五〇五 Y
二〇五七七 L	二〇六〇四 K	二〇六〇六 M
二〇六三五 N	二〇七〇三 L	二〇七四五 L

秋田県告示第千二十一号

歯科技工士法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条の規定により、次のとおり平成十六年歯科技工士試験を実施するので、歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)第六条の規定に基づき、公告する。
平成十五年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 試験の日時及び場所

- (一) 日時
学説試験 平成十六年二月十八日(水) 午前九時から午後四時まで
実地試験 平成十六年二月十九日(木) 午前九時から午後三時三十分まで
- (二) 場所
学説試験 みずほ苑(秋田市山王四丁目二番十二号)

二 試験科目

- (一) 学説試験
歯科理工学 歯の解剖学 顎口腔機能学 有床義歯技工学 歯冠修復技工学
- (二) 実地試験
矯正歯科技工学 小児歯科技工学 関係法規
歯科技工実技

三 受験資格

- (二)(一) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

(四)(三) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技

工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が一から三までに掲げる者と同等以上の
 知識及び技能を有すると認められたもの
 四 受験申込みに必要な書類

(一) 受験願書
 履歴書

(二) 受験資格を有することを証する書類
 (三) 写真(出願前六月以内に脱帽で正面から撮影した縦九・五センチメートル、横
 六・五センチメートルのもの)

五 受験願書用紙の交付

(一) 期間

秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に
 規定する県の休日を除き、平成十六年一月七日(水)から同月十六日(金)まで
 (二) 場所
 健康福祉部医務薬事課(秋田市山王四丁目一番一号)

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書きし、八十円切手を
 貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

六 受験願書の受付

(一) 期間

平成十六年一月七日(水)から同月十六日(金)までの午前九時から午後五時
 まで

(二) 場所
 郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
 健康福祉部医務薬事課(秋田市山王四丁目一番一号)

郵送の場合は、封筒の表に「歯科技工士試験受験」と朱書きすること。

七 受験手数料

(一) 額
 三万六千円

(二) 納付方法

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十六年三月八日(月)に県庁正面公告板に合格者の受験番号を掲示する。

九 試験についての問い合わせ先

健康福祉部医務薬事課(〇一八 八六〇 一四二一)

公 告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭
 和二十二年政令第十六号)第百六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年十二月十九日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

両袖机ほか庁用備品 一式(全十七台)

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月三十日(火)

(四) 納入場所

秋田県警察本部

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十五年十二月十九日(金)から平成十六年一月五

日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年一月九日(金)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
 規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年十二月十九日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
 片袖机ほか庁用備品 一式(全四十四台)
- (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
 平成十六年三月三十日(火)
- (四) 納入場所
 秋田県警察本部
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十二月十九日(金)から平成十六年一月五日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 平成十六年一月九日(金)午後一時四十五分
 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
 規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十二月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
片袖机ほか庁用備品 一式(全四十六台)
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十六年三月三十日(火)
- (四) 納入場所
秋田県警察本部
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 契約条項を示す場所等
契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (四) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十二月十九日(金)から平成十六年一月五日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年一月九日(金)午後二時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
平成十五年十二月十九日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 落札に係る物品の名称及び数量
電動式書架 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十五年十一月二十日
- (四) 落札者の名称及び住所
有限会社金圓 秋田市山王五丁目十二 二十一
- (五) 落札金額
四千四百二十二万三千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十五年十月三日
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
乗合自動車 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (三) 出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十五年十一月二十日
- (四) 落札者の名称及び住所
秋田いすゞ自動車株式会社 秋田市高陽幸町十四 三十
落札金額
- (五) 一千七百九十万二千五百円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十五年十月三日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
乗合自動車 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十五年十一月二十日
- (四) 落札者の名称及び住所
太平興業株式会社秋田支店 秋田市寺内字大小路二百七 三十七
落札金額
- (五) 一千七百九十五万五千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十五年十月十七日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 三十台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十五年十一月十日
- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社渡敬秋田支店 秋田市卸町三丁目五 一
落札金額
- (五) 二百九十七万二千二十五円

選挙管理委員会告示

- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十五年十月十日

秋選管告示第百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数に次のとおりである。

平成十五年十二月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三二七
三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二七、七一九

秋選管告示第百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十五年十二月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

- 秋田市 八四、四九六
- 能代市 一四、七六一
- 横手市 一〇、九二九
- 大館市 一八、一七六
- 本荘市 一二、一五〇
- 男鹿市 八、四一八

湯沢市	九、三九一
大曲市	一〇、六八三
鹿角市鹿角郡	一一、六六九
北秋田郡	一八、〇七五
山本郡	一三、三九一
南秋田郡	一九、八八五
河辺郡	五、二一八
由利郡	二〇、九一一
仙北郡	三一、八二二
平鹿郡	一八、五五六
雄勝郡	一二、五七九

秋選管告示第百六十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十五年十二月十九日

三分の一の数

七百五十五

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:natsubar@natsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原 繁雄

